

公民館（市立・地域）及び地域公民館連絡協議会の概要

1 市立公民館

市立公民館は、社会教育法に基づき、一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会教育の増進に寄与することを目的として、設置されています。

公民館は、市町村又は、公民館設置の目的をもって民法（第34条）の規定により設置する法人でなければ設置することができません（社会教育法第21条）。

市立公民館の施設数は、本館27館、分館31館です。

市立公民館の主な事業は、成人学校、学級・講座の開催、文化芸能祭などの文化活動、運動会・球技大会などの体育事業等があります。

2 地域公民館

地域公民館とは、社会教育法に規定する公民館類似施設で、住民自らが設け、地域住民によって自主的に運営されています。主に行政連絡区（区）単位に置かれていますが、区の中に複数の地域公民館が設置されている所や複数の区で1つの地域公民館が置かれている所もあります。

地域公民館の施設数は、477館あります。

地域公民館は、住民自治のもと、その地域の学習、自治活動を行っています。また、市立公民館と連携し事業を共催するなどの協力関係にあります。市立公民館に分館が設置されている地区では、分館とも密接に連携し合い事業を行っています。

本市では、地域公民館に対して、地域公民館交付金及び地域公民館建設事業補助金を交付し、その活動を支援する施策を行っています。

長野市生涯学習基本計画(H13.4策定)より抜粋

第4章 まちをつくる

第4節 学習成果の活用

1 地域コミュニティづくり

現況と課題

地域社会の活性化が問題となっている今日、生涯学習の振興によって、とりわけ、生涯学習の成果を生かすことによって、よりよい社会づくりと地域社会の活性化を図ることができます。

また、地域のコミュニティ施設を拠点とした活動は、地域コミュニティづくりにおいて重要なものであり、住民のコミュニティ意識の醸成にも寄与していることから、更に活発にしていくことが必要です。

施策の体系

- ・地域公民館活動の支援
- ・地域活動の活性化

施策の展開

- ・地域公民館と市立公民館との連携を更に深め、地域公民館活動を支援します。
- ・地域の連帯感や地域社会への参加意識を高めるための文化祭や運動会をはじめ、地域や公民館の清掃や道路や公園の草刈りなど地域の様々な活動を支援します。

3 地域公民館連絡協議会

本市では、市立公民館の本館単位に地域公民館連絡協議会（「地公連」と呼称しています。）が組織され、地域公民館相互の連絡連携を図り、事業を発展させています。また、市立公民館に分館が設置されている地区では、分館単位の地公連が設置されている地区もあります。

なお、地域公民館の進展を目標に、地公連相互の連絡連携を図り、その事業運営について調査研究することを目的として、各地区の地公連によって長野市地域公民館連絡協議会連合会が組織されています。

4 市立公民館と地域公民館の比較

	市立公民館	地域公民館
設置者	長野市	自治会（町内会）
社会教育法	第20条（設置目的） 第21条（公民館の設置者） 第24条（公民館の設置）	第42条（公民館類似施設）
設置数	本館 27 館・分館 31 館	477 館
経費	市の予算（一般会計）	各世帯からの負担金 区からの補助（地域による） 市からの地域公民館交付金
主な活動内容	成人学校、学級・講座の開催 文化芸能祭等の文化活動 運動会・球技大会などの体育事業 館報の発行等	文化講座・体育事業の開催 地域の学習、自治活動等
備考		社会教育法により市町村が設置する公民館と区別するため、一般的には、自治公民館と呼ばれていて、県下の他市町村では、町内公民館・集落公民館・地区公民館などと呼称している。

5 地区別市立公民館及び地域公民館設置数

地区名	市立公民館		地域公民館	行政連絡区数	備考	
	本館	分館				
第一地区	1	1	8	17	明治30年 市制施行	
第二地区		1	11	16		
第三地区			10	11		
第四地区		1	1	5		6
第五地区			1	4		5
芹田地区	1		16	17	大正12年 編入合併	
古牧地区	1		13	13		
三輪地区	1		10	10		
吉田地区	1		15	15		
古里地区	1		9	8		
柳原地区	1		5	5	昭和29年 編入合併	
浅川地区	1		18	18		
大豆島地区	1		7	7		
朝陽地区	1		8	8		
若槻地区	1		11	17		
長沼地区	1		4	4		
安茂里地区	1		18	18		
小田切地区	1		11	11		
芋井地区	1		4	14		
篠ノ井地区	1	7	81	75		昭和41年 新設合併
松代地区	1	7	40	35		
若穂地区	1	3	18	19		
川中島地区	1	3	26	12		
更北地区	1	4	45	23		
七二会地区	1		10	10		
信更地区	1		14	14		
豊野地区	1		10	7	平成17年 編入合併	
戸隠地区	1		15	15		
鬼無里地区	1	3	20	20		
大岡地区	1		11	10		
計	27	31	477	460		

市立公民館の本館については、昭和29年合併時は、長野市公民館の1館のみであったが、住民要望や人口の増加などに伴い、現在の設置数となった。

6 長野市地域公民館連絡協議会連合会の組織図（平成17年度見込み）

		理事数	地域公民館数	
長野市地域公民館連絡協議会連合会	城山地区地域公民館連絡協議会	2	19	
	中部地区地域公民館連絡会	3	19	
	芹田地区地域公民館連絡協議会	1	16	
	古牧地域公民館連絡協議会	1	13	
	三輪地区公民館連絡協議会	1	10	
	吉田地域公民館連絡協議会	1	15	
	古里地域公民館連絡協議会	1	9	
	柳原地区公民館連絡協議会	1	5	
	浅川地区地域公民館連絡協議会	1	18	
	大豆島公民館<地域公民館連絡協議会>	1	7	
	朝陽地域公民館連絡協議会	1	8	
	若槻公民館協議会	1	11	
	長沼地区地域公民館連絡協議会	1	4	
	安茂里地区公民館連絡協議会	1	18	
	小田切地区地域公民館連絡協議会	1	11	
	芋井地域公民館連絡協議会	1	4	
	篠ノ井地域公民館連絡協議会	7	81	
	松代地域公民館連絡協議会連合会	7	40	
	若穂地域公民館連絡協議会	3	18	
	川中島町地域公民館連絡協議会	3	26	
	更北地区地域公民館連絡協議会	4	45	
	七二会地域公民館連絡協議会	1	10	
	信更地域公民館連絡協議会	1	14	
	(準備中)			
		豊野地域公民館連絡協議会	1	10
		戸隠地域公民館連絡協議会	1	15
	鬼無里地域公民館連絡協議会	1	20	
	大岡地域公民館連絡協議会	1	11	
		計 49人	計 477館	